実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
安芸高田市	青	上青、中青、下青	令和4年3月14日	令和4年3月14日

1．対象地区の現状

①　対象地区における耕地面積(ha)	50.84ha
②　①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha)	38.93ha
③　②のうち、75歳以上の農業者等の耕作面積(ha)	0.00ha
④　②のうち、後継者が未定（不明）の農業者等の耕作面積(ha)	0.45ha
⑤　①のうち、今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha)	0.00ha

（備考）

ⅰ農地中間管理機構の活用面積	35.97 ha
ⅱ基盤整備済圃場面積	38.2 ha
ⅲ鳥獣被害防止対策の取組圃場面積	38.2 ha
ⅳ中山間地域等直接支払交付金協定面積	39.2 ha
ⅴ多面的機能支払交付金協定面積	39.5 ha

注1：③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。
注2：⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。
注3：「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。
注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の見込み		営農範囲（集落）
		経営作物	経営面積(ha)	経営作物	経営面積(ha)	
「認農」「法」	A	水稲	29.72ha	水稲	29.72ha	上青、中青、下青
「認農」	B	水稲、野菜	7.78ha	水稲、野菜	7.78ha	下青、中青

注1：「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。
注2：「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。
注3：「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2．対象地区の課題

　青集落は、集落の入口である下青から上青までの5.5kmの間に、生田川、市道内山線に沿って農地があり、この農地のうち40haは昭和63年に基盤整備が完了している。
　現在、集落内の農地の約7割を中心経営体が集積しているが、農地面積が平均で13aと狭く、水路の延長が約12.6km、鳥獣害防護柵の延長が約20kmと長いため、維持管理が負担となっている。また、住民の高齢化が進み、草刈り等の作業を行う人員も年々減少しており、法面・水路・鳥獣害防護柵等の維持管理が課題となっている。
　中心経営体である集落法人の役員も高齢化が進んでいるため、引き続き農地集積を維持できるよう若者の雇用や技術継承を行う必要がある。

注：「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3．対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

①上青集落

基盤整備田12.7haをAが農地集積し、耕作・管理している。

②中青集落

基盤整備田12.0haのうち、Aが8.9ha、Bが3.1haを農地集積し、耕作・管理している。

③下青集落

基盤整備田13.5haのうち、Aが7.9ha、Bが4.6ha、その他経営体が1.0haを農地集積し、耕作・管理している。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

４．３の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

中心経営体への経営農地の集約化を維持するため、農地所有者は、利用権設定の際は農地中間管理機構を活用する。

②鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣害防護柵の設置はほぼ完了しており、防護柵の外側を管理するため、令和2年度から里山整備事業を導入し、害獣が住みにくい環境整備に取り組む。

③その他の取組方針

日本型直接支払交付金制度を活用し、集落で草刈り作業を行う等、中心経営体を支援するとともに、法面の草刈り作業の省力化を図るため、法面への芝の植付けを令和4年から令和6年に全水田の法面へ、令和7年から令和8年に農道の法面へ実施する予定である。